広報だいご

令和7年
12/5
No.349

お知らせ版

袋田の滝
キャラクター
「たき丸」

■ 発行 / 大子町　■ 編集 / まちづくり課　大子町大字北田気662
■ TEL 0295-72-1131　FAX 0295-72-1167

年末年始は公共施設と観光施設が閉庁・休館します

年末年始は、町内の公共施設と観光施設が次のとおり閉庁・休館となりますのでお知らせします。

公共施設	閉庁・休館日	備考
役場 保健センター 環境センター(ごみ処理場) 衛生センター(し尿処理場)	12月27日(土)～ 令和8年1月4日(日)	・戸籍の届出(死亡届、婚姻届、出生届)は、役場行政棟1階で日直・警備員がお預かりします。※届出の内容に不備があるときは、受領日が変わることがありますのでご了承ください。 **・環境センターでは、12月30日(火)に限り、ごみの持ち込みを受け付けます。** 受付時間内の持ち込みにご協力ください。 ※受付時間8:30～11:30、13:00～16:00
中央公民館 音楽練習館 体育施設 各コミュニティセンター プチ・ソフィア 文化福祉会館「まいん」	12月29日(月)～ 令和8年1月3日(土)	
斎場	令和8年1月1日(木) ～1月4日(日)	

観光施設	閉庁・休館日	備考
袋田観瀑施設	無休	1月1日(木)無料
大子温泉保養センター 森林の温泉	12月31日(水)	1月1日(木)営業
道の駅奥久慈だいご 観光物産館	令和8年1月1日(木)	12月31日(水)18:00閉館
大子広域公園 フォレスパ大子 奥久慈茶の里公園 大子おやき学校	12月31日(水)・令和8年1月1日(木)	
大子町交流拠点施設B.B.D	12月29日(月)～令和8年1月3日(土)	
駅前食堂　来て喜	12月30日(火)～令和8年1月3日(土)	
旧上岡小学校	12月29日(月)～令和8年1月9日(金)	
大子ふれあい牧場	12月1日(月)～令和8年3月31日(火)	イベント時のみ開園

問合せ　総務課総務担当 TEL 72-1114

給水管の凍結に注意！

夜間の冷え込みで気温が下がると、凍結による給水管の破裂が多くなります。特に、風がよく当たる場所や日陰、北向きに設置した給水管には防寒対策を行ってください。

■給水管の防寒対策

・水道メーターボックス内は、発泡スチロール片を入れるなど、
水道メーターや止水バルブを保温してください。

・**毎日水道を使用しない場合(空き家等)は、給水管の破裂を防ぐために、止水バルブを閉めて水抜きを行ってください。**

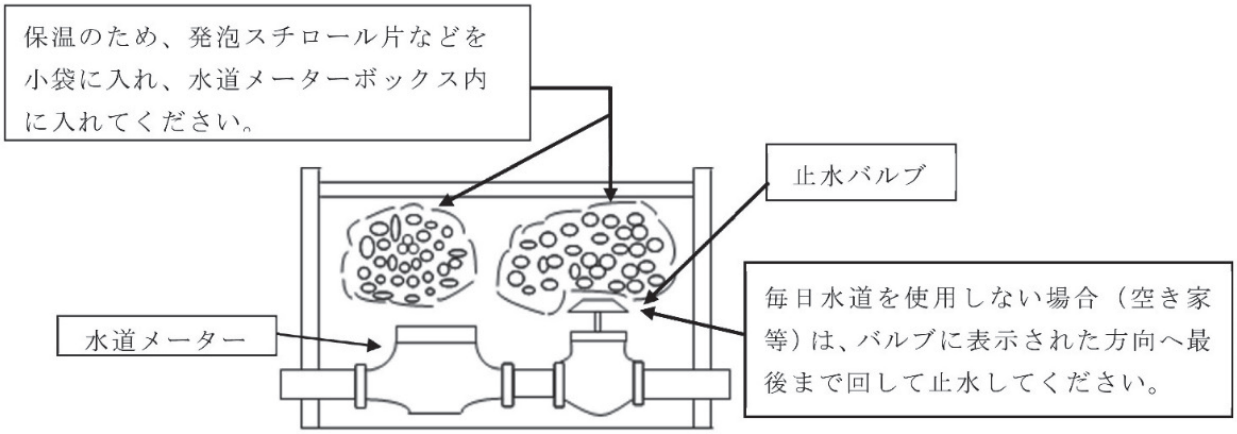

■凍結して給水管が破裂したとき

バルブに表示された方向へ回して止水し、町が指定する事業者か水道お客さまセンターに連絡してください。

※止水バルブを回すと、途中で止水バルブ本体から水が出ますが、**最後まで回すと水が止まります。**

■メーターが破損したとき

メーター代金として次の料金を負担いただきます。

・口径13㎜メーター　1,738円(税込)
・口径20㎜メーター　2,255円(税込)
・口径25㎜メーター　2,904円(税込)

※上水道の修繕や工事は、町が指定する事業者に依頼してください。事業者がわからないときは、水道お客さまセンターにご連絡ください。

問合せ　水道お客さまセンター(水道課内) TEL 72-2221

在宅介護慰労金の申請を受け付けます(2回目)

一緒に住んでいる家族を在宅で常時介護している方に対し、在宅介護慰労金を支給します。該当する可能性のある方へ通知をお送りしていますので、該当する方は福祉課に申請してください。通知を受け取っていない方で支給要件に該当すると思われる方は、福祉課に問合せください。

■支給要件

町に住所があり、基準日(毎月1日)時点で次の(1)～(3)すべてに該当する方を常時介護している方で、同一世帯全員が町税等を滞納していない方。また、介護している方と介護されている方が同一世帯で、病院や施設等に入院または入所していない方。

(1)要介護3～5
(2)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等に入所または入院していないこと。
(3)基準日の属する月の、短期入所生活(療養)介護(小規模多機能型居宅介護等のサービスによる宿泊を含む。)のサービスの利用が合計10日以内であること。

■対象期間　令和7年4月1日～9月30日
■支給額　月額1万円(最高6万円)※支給要件に該当した月数分を支給します。
■申請期限　12月19日(金)

問合せ　福祉課高齢介護担当 TEL 72-1135

旧陸海軍の史料を収集しています

茨城郷土部隊史料保存会では、戦争に関する貴重な史料の散逸を防ぐとともに、収集・保存や展示を行うことによって後世に継承し、戦争の惨禍と平和の尊さを考える場を提供しております。旧陸海軍に関する遺品や写真などの史料をお持ちの方は、下までご連絡をお願いします。

問合せ　茨城郷土部隊史料保存会 TEL(FAX) 029-254-3520 担当 大高

テレワークに関するアンケートについて

町では、テレワークに関する実態や意見を把握するために、アンケートを実施しています。今後の施策の参考としますので、ご協力をお願いします。下の二次元コードよりご回答ください。

問合せ　観光商工課 TEL 72-1138

水郡線利用の帰省を補助します

対象期間中、水郡線を利用して帰省する場合に、町で料金の半額を補助します。年末年始の帰省の際に、ぜひご活用ください。

■対象期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日

■対象者　次の(1)～(3)すべてに該当している方

■内容　(1)水郡線を利用して帰省した方
(2)進学や就職等を理由に、親元を離れて町外で一人暮らし等(寮や親戚宅への居住も含む)をしている単身の学生または社会人の方
(3)対象期間で、水郡線の最初の乗車日時点で30歳未満の方

■補助額　町内水郡線駅を始点又は終点として、帰省に要した運賃の半額
※片道3,500円上限

■申請方法　郵送またはスマートフォン等から申請
詳細はホームページをご確認ください。

申請・問合せ　まちづくり課 TEL 72-1131

ごみの野焼きは禁止されています

ごみ(廃棄物)を野焼き(野外焼却)することは、一部の例外を除いて禁止されています。令和7年4月以降は、野焼きから延焼した火災が3件発生しています。平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却や、たき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理および清掃に関する法律で禁止され、違反した場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されることがあります。

■次のことを守ってください

- **ごみは焼却せず、地区のごみ集積所に出すか、量が多い場合は環境センターに持ち込む**
- **農業、林業を営むためにやむを得ず野外で焼却する場合は、その場を離れず、終わった後は水バケツ等で確実に消火する**
- **火災とまぎらわしい煙や炎が上がる場合は、事前に消防本部に届出をする**

※この場合の届出は、野焼き等の煙を火災と間違えて出動することを防ぐもので、野焼き等を許可するものではありません！

問合せ　生活環境課 TEL 76-8802　消防本部 TEL 72-0119

大掃除で防火対策

年末は、大掃除の時季です。年末の大掃除は家をきれいにするだけでなく、「火災」を防ぐことにもつながります。大掃除を機会に家の中の防火対策を確認しましょう。

■コンセントのプラグや電気コードの整理

コンセントとプラグのすき間にホコリが溜まっていると、トラッキング現象により出火することがあります。ふだん手の届かない所も含めて、汚れをチェックし、掃除しましょう。

■コンロ周りをきれいに

グリル、換気扇、コンロ周りの油汚れを放置したまま使用していると、油汚れに着火して火災になる危険性があります。コンロ周りは日ごろから清掃と整理整頓を心がけましょう。

■住宅用火災警報器の点検

火災が起きたときに、火災の発生を知らせてくれる「住宅用火災警報器」ですが、汚れやホコリが付着していると火災を検知しにくくなり、誤作動を起こす場合があります。大掃除に合わせて清掃と点検をしましょう。

火災予防の基本は**「整理整頓」**にあります。
大掃除をきっかけに、整理整頓と火災予防を習慣づけましょう。

問合せ　消防本部予防課 TEL 72-0119

図書館「プチ・ソフィア」新刊情報

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。

■開館時間　10:00～18:00(休館日:毎週月･木曜日)

■新しく入った本

〈一般書〉
「図説茨城の城郭4　県北追加編」青木義一編集執筆、茨城城郭研究会編
「るるぶ茨城’26」JTBパブリッシング刊
「お弁当デイズ2　フダン弁当、ハレの日弁当」たかぎなおこ著
「変な地図」雨穴著
「犯人に告ぐ4　暗幕の裂け目」雫井脩介著
「女王さまの休日　マカン・マラン　ボヤージュ」古内一絵著
「果てしなきスカーレット」(文庫本)細田守著
〈児童書〉
「海底のサバイバル1」洪在徹原案、沖縄美ら島財団監修
「小説税金で買った本1」ずいの作
「きれてる」鈴木のりたけさく

・12月6日(土)～令和8年1月10日(土)
　冬のお楽しみ袋のイベントを開催します。
　対象は幼児～小学生です。ぜひお越しください。
・12月16日(火)～28日(日)
　年末特別貸出として通常1人2週間5冊までのところを3週間10冊まで貸出します。
　どうぞご利用ください。

＊インターネットで図書館「プチ・ソフィア」の蔵書が検索できます。
問合せ　図書館「プチ・ソフィア」 TEL72-6123　蔵書検索 http://www.lib-eye.net/daigo/

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します

年齢により、定期接種・任意接種の助成があります。

定期接種:予防接種法に基づく予防接種

任意接種:予防接種法に基づかず、個人判断で受ける予防接種

	定期接種	任意接種【令和7年度で終了】
対象者	①接種日現在65歳の方(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで) ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害を有する方(※1)	66歳以上の方で、今までに助成制度を利用し高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方(町外の助成制度も含む)
接種期間	66歳の誕生日の前日まで	令和8年3月31日まで
助成額	全額助成(1回分)	
接種方法	65歳の誕生日を迎えた翌月の上旬(4月生まれの方のみ5月下旬)に予診票を発送します。 ※1に該当する方は、身体障害者手帳を持参のうえ、健康こども政策課に申し込んでください。通知の内容を確認し、医療機関に予約のうえ接種を受けてください。	健康こども政策課で、接種券と予診票の交付を受けてください。

問合せ　健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

帯状疱疹ワクチン接種費用を助成します

年齢により、定期接種・任意接種の助成があります(定期接種の対象の方は、任意接種の助成は受けられません)。

定期接種:予防接種法に基づく予防接種

任意接種:予防接種法に基づかず、個人判断で受ける予防接種

	定期接種	任意接種【令和7年度で終了】
対象者	①65歳の方 ②60～64歳の方で、接種日において、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(※1) ③5年間(令和7～11年度)の経過措置として、70、75、80、85、90、95、100歳の方も対象 ④令和7年度に限り100歳以上の方は全員対象	①65歳以上の方(定期接種対象者を除く) ②50歳以上59歳以下で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(※2)
接種期間	令和8年3月31日まで ※不活化ワクチンは、最低2ヶ月の接種間隔が必要です。	
助成額	接種費用の一部を町で助成(次の接種のいずれか一方) ・生ワクチン4,000円×1回 ・不活化ワクチン10,000円×2回	
	生活保護受給者は全額助成(※3)	
接種方法	予診票を6月上旬に発送しています。 ※1に該当する方は身体障害者手帳、※3に該当する方は生活保護受給者証を持参のうえ、健康こども政策課に申し込んでください。 通知の内容を確認し、医療機関に予約のうえ接種を受けてください。	健康こども政策課で、接種券と予診票の交付を受けてください。 ※2に該当する方は、身体障害者手帳を持参してください。

問合せ　健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

1月に集団健診を追加実施します

現在、集団健診(追加日程)の事前予約を受け付けています。令和7年度の集団健診は今回で最後となります。1年に1度は健診を受けて、自分自身の健康状態を把握しましょう。

受診を希望する方は、WEB予約サイト(https://kenko-link.org/)または健康こども政策課への電話で申し込んでください。

■日時・会場・予約期間

実施日	受付時間	会場	予約期間	
			WEB	電話
1月23日 (金)	【午前】① 9:30～ 9:50 ②10:00～10:20 ③10:30～10:50 ④11:00～11:20 【午後】⑤13:00～13:20 ⑥13:30～13:50 ⑦14:00～14:20 ⑧14:30～14:50 ※受付時間は2日間共通です。	保健センター	12月15日 (月) ～ 各健診日の 2週間前	12月15日 (月) ～ 各健診日の 1週間前
1月24日 (土)				

■受診時の持ち物

対象者		持ち物
40歳以上	町国民健康保険に加入の方	町から交付された受診券、マイナ保険証・資格確認書のいずれか
	社会保険に加入している 被扶養者の方	医療保険者(保険証発行先)発行の受診券、町から交付されたがん検診等受診券、マイナ保険証・資格確認書のいずれか ※医療保険者によっては、健診実施場所の指定がありますのでご注意ください。
75歳以上の方および65歳以上で 後期高齢者広域連合に加入の方		町から交付された受診券
39歳以下の方		町から交付された受診券、個人負担金2,000円
生活保護世帯の方		町から交付された受診券、受給者証等

※対象年齢は、令和8年3月31日が基準日となります。高齢者健康診査の対象年齢は、75歳の誕生日を迎えた日が基準日です。

※町の助成を利用して人間ドックを受けた方や、医療機関で特定健診・高齢者健診を受けた方が、集団健診を受診した場合は、健診料金を徴収します。

※社会保険に加入している方が集団健診を受診した場合は、健診料金を徴収します。社会保険への切り替え時は、ご注意ください。

問合せ　健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

ノロウイルスに注意しましょう！

毎年、冬の時期はノロウイルスが流行します。ノロウイルスは、口から体内に入り感染し、嘔吐・下痢等を起こします。子どもや高齢者など抵抗力が弱い方は、特に注意しましょう。

「ノロウイルスによる食中毒予防のポイント」

①感染予防の基本は「手洗い」です。調理前、食事前、外出後、トイレ後などには、必ず石鹸で手を洗う習慣を身につけましょう。汚れの残りやすい指先や指の間、爪の間、手首などは特に丁寧に洗いましょう。

②嘔吐物や便の処理にあたっては、使い捨ての手袋およびマスクを着用し、処理した後は石鹸でしっかり手を洗うとともに、うがいもしましょう。

③汚染された場所や衣類などは、熱湯、塩素系漂白剤で消毒しましょう。

④カキなどの二枚貝は加熱をしっかりしましょう。調理に使用した調理器具も消毒することが大切です。

問合せ　健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

令和7年分　税の申告について　No.1

令和７年分の所得税、復興特別所得税、町県民税の申告期間は、令和８年２月１６日から３月１６日までです。
税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。
なお、申告会場や受付時間等の詳細については、令和８年１月２０日発行の広報だいごお知らせ版にてお知らせしま

申告が必要な方は

次に該当する方は申告が必要です。※令和７年分（令和７年１月１日～令和７年１２月３１日）	
給与収入がある方のうち	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
公的年金収入がある方のうち	公的年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
その他の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける方
収入がなかった方のうち	誰の扶養にも入っていない方

給与所得者で年末調整が済んでいる方のうち、年金収入や副業収入などがある方は申告して再計算を行う必要があります。申告が必要な方で申告手続がお済みでない方が増えておりますのでご注意ください。

必要な書類の事前準備を

「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、必ず事前に作成してください。	
事業収入（農業、営業等）がある方	令和７年分収支内訳書（農業、一般）
不動産収入がある方	令和７年分収支内訳書（不動産）
医療費控除を受けようとする方	令和７年分医療費控除の明細書

領収書等を確認したうえで所定の様式で作成してください。様式は国税庁のホームページよりダウンロードが可能です。

○<u>令和８年１月上旬より</u>下記の施設でも申告関係書類を取得できます。

施設名	配置場所	配置期間	取得可能書類
文化福祉会館　まいん	まいん内、中央廊下	１月上旬～1月31日	・収支内訳書 ・医療費控除の明細書
中央公民館	中央公民館（ロビー）	１月上旬～3月16日	
各コミュニティセンター	各コミュニティセンターで異なるため職員にお声掛けください。		
役場税務課	税務課カウンター		申告に関する一通りの書類

※各施設の閉館、閉庁日にご注意ください。

大子町役場 税務課 町税担当　TEL 0295-72-1116(直通)
〒319-3521　茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

申告は必要？申告フローチャート

一般的な例を基に、申告が必要かどうか、確定申告か町県民税申告かを簡易的に判断できます。
※確定申告書を提出する場合は町県民税申告書を提出する必要はありません。

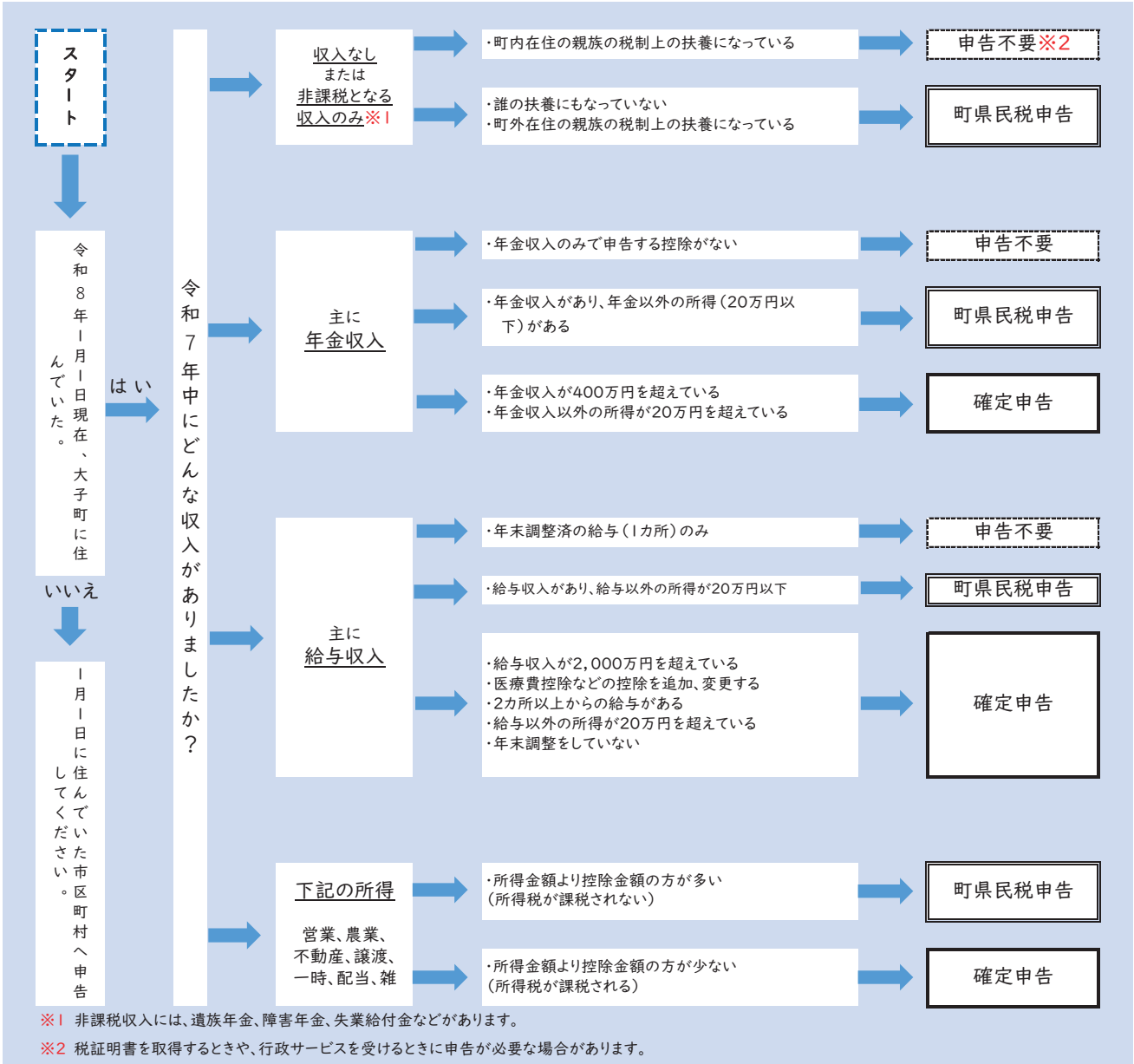

※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 税証明書を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

【太田税務署で申告が必要な確定申告について】

次のような申告は、町ではお受けできませんので、太田税務署での申告をお願いします。

① 土地・建物等を譲渡した（売った）申告（収用を除く）
② 初年度の住宅借入金等特別控除
③ 令和６年分以前の申告　　④ 令和7年中に亡くなった方の申告（準確定申告）
⑤ 株式譲渡・配当所得・先物取引等の申告
⑥ 青色申告・消費税・相続税などその他特殊なもの
※ その他申告内容により税務署をご案内する場合がありますので予めご了承ください。

☆ 問合せ先　　太田税務署　【電話】0294-72-2171(自動音声)　☆

問 ： 確定申告と町県民税申告の違いは？

答 ： 確定申告は所得税（国税）を納付したり、所得税の還付を受けたりするための申告で、税務署に対して行います。町県民税申告は１月１日に住民登録のある市区町村に対して前年の所得について申告するものです。申告の要否は上記フローチャートを参考にしてください。

行政書士会無料相談会

遺言・相続・農地・各種許認可等の行政手続相談など、くらしと役所の諸手続に関する相談に直接お答えします。気軽に相談してください。

■日時　令和8年1月6日(火) 13:00～16:00　※相談は1件あたり45分程度です。
■相談員　茨城県行政書士会県北支部から1～2人派遣
■場所　役場 会議室　※個別に案内
■定員　4人(要予約・先着順)
■申込み　12月15日(月)～24日(水)に生活環境課へ申し込んでください。

※すでに弁護士等に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

≪相談例≫
「相続手続について知りたい」「自分が亡くなった後の財産や手続が心配だ」
「遺言を残したい」　など

申込・問合せ　生活環境課　TEL 76-8802

【大子町消費生活センター】専門相談会

消費生活センターでは、行政書士、司法書士、コスモス成年後見サポートセンター等の専門家による無料相談会を開催します。消費者問題だけでなく相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、相談できます。

■日時　令和8年1月26日(金)、2月20日(金)、3月27日(金)
※相談は1件あたり1時間です。日時は変更になる場合があります。
【相談時間】10:00～15:00(12:00～13:00を除く)
■場所　役場会議室(個別に案内)
■定員　1回につき4人(要予約・先着順)
■申込み　令和8年1月5日(月)9:00以降に消費生活センターへ電話で申し込んでください。

※すでに専門家に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。
※掲載されている相談日(1～3月)から日時を選んでお申し込みください。(先着順)
※掲載した期間内での申込は1人1回までです。

申込・問合せ　大子町消費生活センター　TEL 72-1124
(土・日曜日、祝日を除く9:00～12:00、13:00～16:00)

Dカフェ(認知症カフェ)を開催します

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症や介護に関する講話だけではなく、音楽鑑賞やワークショップなどのイベントを通し、語り合う場所です。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

■日時　12月21日(日)　13:30～15:00(受付13:15～)
■場所　小規模多機能型居宅介護　関所の湯
■内容　ポレポレライブ
■参加費　無料
■申込み　不要

問合せ　地域包括支援センター TEL 72-1175

物忘れ(認知症)相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談に応じています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護されている方など、気軽に相談してください。

■日時　12月25日(木)　13:00～16:00
■場所　役場　行政棟1階　相談室
■担当者　地域包括支援センター　職員
■申込み　12月23日(火)までに電話で地域包括支援センターに申し込んでください。

問合せ　地域包括支援センター TEL 72-1175

いばらきマリッジサポーター結婚相談会

結婚を希望する方のあらゆる相談に、いばらきマリッジサポーターがお答えします。相談費用や登録料はかかりませんので、気軽に参加してください。

■日時　12月14日(日)10:00～15:00

■場所　大子町立中央公民館

■内容
・身上書の作成支援
・各市町に登録している方のプロフィール検索
・婚活に向けたアドバイス

■その他　①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤希望時間帯「10時～、11時～、13時～、14時～」を記載し、次のメールアドレスに送信してください。
ibarakimarisapokenpoku2@gmail.com
受付完了後次第、予約されたメールアドレスに返信します。
※予約がない場合は、相談を受けることができませんのでご注意ください。

問合せ　マリッジサポーター県北地域活動協議会(小室)　TEL 080-1199-9559 (12:00～14:00)

第31回サタデー耐寒ナイトハイキング参加者募集

「大寒」の夜、歩いて寒さを「耐寒」しませんか？健康のため、ダイエットのため、友達とワイワイ話しながら、どんな理由でも参加はOKです。ぜひご参加ください。

■日付　令和8年1月17日(土)

■時間・場所
【集合】常陸大子駅前　17:10
【出発】常陸大子駅　17:53
【到着】中央公民館　20:30

■コース　約10km(下野宮駅～味処格さん手前左折～中央公民館)

■参加資格　全行程を完歩できる方　※小学3年生以下は保護者同伴

■参加費　大人200円(高校生以下無料)※当日徴収

■募集人数　250人(先着順)

■申込み　1月9日(金)までに QRコードを読み込み、次の方法で申し込んでください。
①個人(1～5人)は申し込みフォームに入力してください。
②団体(6人以上)は団体申込書をExcelまたはPDFでダウンロードし、代表者が取りまとめてください。団体申込書はメールかFAXで送付するか、中央公民館へ持参してください。なお、団体で申し込みの場合、当日受付は団体の代表者が行ってください。 電話、FAX、メールでも申し込み可能です。
※保険加入の関係上、締め切り後は申し込みできません。

■その他
・懐中電灯等の照明を各自持参してください。
・ゴール後に豚汁の提供があります。
・参加者に「寒歩証」を交付し、中学生以下のお子さんには「お楽しみ賞品」を配布します。

問合せ　大子町青少年育成町民会議大子地区会議事務局(中央公民館内)
教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148　FAX 72-2016
メールアドレス　syougai@town.daigo.lg.jp

広告

大子町公式
＼ＳＮＳフォロワー募集中／

Instagram　X　Facebook　YouTube

就職応援セミナー(オンライン)を開催します

仕事と子育て(家庭)の両立を目指し、仕事を探している方を対象としたセミナー(オンライン)を開催します。就職活動を始める準備や方法についての不安を解消しませんか？Zoomを使ったオンラインの開催です。小さなお子様がいる方もぜひご参加ください。

■日時　令和8年2月27日(金)10:00～11:30
■対象　仕事と子育て(家庭)の両立を目指し仕事を探している方
■内容　準備編(働くための心構えと準備、子どもの預け先など)
■定員　20人 ※先着順・事前申込制
■参加費　無料
■申込み　令和8年2月13日(金)17:00までにハローワーク常陸大宮の窓口または電話で申し込んでください。

問合せ　ハローワーク常陸大宮(常陸大宮公共職業安定所)　TEL 0295-52-3185
観光商工課　TEL 72-1138

茨城県立盲学校令和8年度入学者募集

■対象　視覚障害者であり、次の条件に該当し、県内に居住する方
■幼稚部　令和2年4月2日～令和5年4月1日に生まれた方
■高等部本科　中学校、特別支援学校中学部、義務教育学校を卒業した方
令和8年3月卒業見込みの方、中等教育学校の前期課程を修了した方、
令和8年3月修了見込みの方
■高等部専攻科　盲学校高等部の本科もしくは高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した方、令和8年3月卒業見込みの方
■願書受付期間　令和8年2月5日～9日
■受付時間　9:00～16:00(9日は12:00まで)
■入学選考日　令和8年2月26日
※入学を希望する方は事前に、学校までご連絡ください。

申込・問合せ　茨城県立盲学校　029-221-3388

茨城県警察官採用試験(第3回)案内

■受付期間　12月1日(月)9:00～24日(水)17:00
■試験日程等

第1次試験		第2次試験		最終合格発表
		第1日目(体力試験等)	第2日目(口述試験)	
試験日	1月11日(日)	2月1日(日)	2月19日(木)～20日(金) ※いずれか1日	3月25日(水) 予定
合格発表	1月26日(月) 予定			

※一般試験と職務経験は、同時受験可能
■受験資格等

試験区分		採用予定人数		受験資格
警察官B	一般	男性	10人程度	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に定める高等学校を令和8年3月31日までに卒業見込みの人 ※本試験は、現在高等学校在学中の方が対象
		女性	5人程度	

※採用予定年月日は、令和8年10月1日
■申込み
右の二次元コードから申し込んでください。

問合せ　大子警察署 TEL 72-0110

広報だいご　お知らせ版　令和7年12/5　No.349

－ 目 次 －

お知らせ

P 1　年末年始は公共施設と観光施設が閉庁・休館します
P 2　給水管の凍結に注意！
P 2　在宅介護慰労金の申請を受け付けます(2回目)
P 3　旧陸海軍の史料を収集しています
P 3　テレワークに関するアンケートについて
P 3　水郡線利用の帰省を補助します

くらし

P 3　ごみの野焼きは禁止されています
P 4　大掃除で防火対策
P 4　図書館「プチ・ソフィア」新刊情報

健康

P 5　高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します
P 5　帯状疱疹ワクチン接種費用を助成します
P 6　1月に集団健診を追加実施します
P 6　ノロウイルスに注意しましょう！

相談

P 7　行政書士会無料相談会
P 7　【大子町消費生活センター】専門相談会
P 7　Ｄカフェ(認知症カフェ)を開催します
P 7　物忘れ(認知症)相談
P 8　いばらきマリッジサポーター結婚相談会

募集・講座・試験など

P 8　第31回サタデー耐寒ナイトハイキング参加者募集
P 9　就職応援セミナー(オンライン)を開催します
P 9　茨城県立盲学校令和8年度入学者募集
P 9　茨城県警察官採用試験(第3回)案内

家屋の新・増築や解体は年内に手続きをしてください

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で存在している家屋を課税対象とし、その年の4月1日から始まる年度分の税として課税されます。家屋の新築・増築や解体した場合は次の手続が必要になります。

■家屋を取得（新築・増築）したとき

工事終了後、税務課へご連絡ください。
訪問日を相談のうえ、職員が家屋調査に伺います。

■家屋を解体したとき

解体したことが分かる領収書等を添付し、税務課へ「家屋異動届」を提出してください。
※領収書等が無い場合は、税務課に相談してください。
※法務局で建物滅失登記を済ませた場合は、税務課への報告は不要です。

問合せ　税務課町税担当　TEL 72-1116

－　次回の発行は、12月5日(金)です。　－